

香川県条例第33号

香川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

香川県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(抛出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項の条例で定める割合は、<u>10万分の44</u>とする。</p>	<p>(抛出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項の条例で定める割合は、<u>1万分の7</u>とする。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。